

独立行政法人日本貿易振興機構
業務方法書

令和5年4月1日

独立行政法人日本貿易振興機構

独立行政法人日本貿易振興機構 業務方法書

目次

第1章 総則

第2章 業務の方法

第3章 業務委託の基準

第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項

第5章 その他機構の業務の執行に関して必要な事項

第6章 内部統制の整備に関する事項

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）の業務の方法について基本的な事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 機構は、我が国の貿易の振興に関する事業を総合的に実施する業務並びにアジア地域等の経済及びこれに関する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果を普及する業務の公共的重要性にかんがみ、業務の効率的かつ効果的な運営を期するものとする。

2 機構は、業務の遂行に当たっては、国内外の企業、企業により構成される団体及びビジネスパーソン並びに国内外の研究機関及び研究者その他機構のサービスの顧客の要望及び満足度並びに顧客にとっての利便性に常に留意して業務を行う。その際には、関係する国の機関、独立行政法人を含む特別な法律により設立された法人及び地方公共団体その他の我が国の公的機関並びに諸外国の政府、州政府その他の公的機関と緊密な連携及び協力を図るものとする。

第2章 業務の方法

(事務所等)

第3条 機構は、海外及び国内に事務所その他の施設を設置することにより、第4条から第13条までに掲げる業務を行う。

(機構法第12条第1号に掲げる業務に関する事項)

第4条 機構は、貿易投資、制度、市場、産業、商品等に関する国内外の情報の収集及び調査分析を実施し、その成果について、出版物の刊行及び頒布、セミナーの実施、デジタル技術の活用その他効率的かつ効果的と考えられる方法によって、普及を図る。

(機構法第12条第2号に掲げる業務に関する事項)

第5条 機構は、海外及び国内に配置する職員による活動並びに有識者及び専門家等の派遣及び受入れ、シンポジウムやセミナー等の開催、出版物の刊行及び頒布、デジタル技術の活用その他効率的かつ効果的と考えられる方法を通じて我が国の産業及び商品（これらに関連する技術、企業等を含む。）の紹介及び宣伝を行う。

(機構法第12条第3号に掲げる業務に関する事項)

第6条 機構は、海外及び国内の事務所等に寄せられる引合い案件の紹介、対日投資ビジネスサポートセンターその他の国内外に設置した施設の運営、見本市、展示会、商談会等の開催、専門家等の派遣及び受入れ、関係機関等との連携、デジタル技術の活用その他効率的かつ効果的と考えられる方法を通じて貿易投資取引のあっせんを行う。

(機構法第12条第4号に掲げる業務に関する事項)

第7条 機構は、日本語又は外国語による出版物を刊行し、有料又は無料での頒布、デジタル技術の活用による情報提供を行うほか、国内外メディアへの情報発信、海外見本市への広報ブースの出展、オピニオンリーダー及びビジネスリーダーとの交流その他効率的かつ効果的と考えられる方法を通じて、貿易投資に関する広報を行う。

(機構法第12条第5号に掲げる業務に関する事項)

第8条 機構は、海外及び国内における博覧会、見本市、展示会等（デジタル技術を活用したものを含む。以下「展示会等」という。）に関する情報を収集、提供し、企業の参加をあっせんするほか、自らも展示会等を開催し、企業の参加を促す等の業務を行う。

(機構法第12条第6号に掲げる業務に関する事項)

第9条 機構は、アジア地域その他の国又は地域の経済、政治、社会等の各分野に関する資料や情報（図書、新聞、雑誌、地図、基本統計等）を広く収集する。

(機構法第12条第7号に掲げる業務に関する事項)

第10条 機構は、アジア地域その他の国又は地域の経済、政治、社会等の各分野に係る基礎的かつ総合的な地域研究、開発研究及びこれらの研究を踏まえ新たな課題に対応した研究を、現地一次資料の活用及び現地実態調査等に基づき実証的かつ理論的に行う。

(機構法第12条第8号に掲げる業務に関する事項)

第11条 機構は、アジア地域その他の国又は地域の調査研究活動等の成果を定期刊行物、単行書、調査研究報告書等の出版物の刊行、ウェブサイトへの掲載、講演会やシンポジウムの開催、研修生の受入れ、デジタル技術の活用その他効率的かつ効果的と考えられる方法を通じて、海外及び国内に広く普及を図る。

(機構法第12条第9号に掲げる業務に関する事項)

第12条 機構は、前三条に掲げる調査研究による成果、資料等を蓄積し、研究交流設備を有する施設を国際的な研究交流施設として、アジア地域その他の国又は地域の経済、政治、社会等の各分野に係る調査研究を行う者の共用に供する。

(機構法第12条第10号に掲げる業務に関する事項)

第13条 機構は、第4条から前条までに掲げる業務を効率的かつ効果的に実施するため、附帯して必要となる関連業務を行うことができる。

第3章 業務委託の基準

(業務委託の基準)

第14条 機構は、その実施しようとする業務について、その一部を他に委託して実施することが効率的であると認めるときは、当該業務の一部を他の者に委託することができる。

2 機構は、前項の規定により業務の実施を委託しようとするときは、受託者との間に委託契約を締結するものとする。

第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(基本方針)

第15条 機構は、その業務の公共性にかんがみ、物品又は役務の調達契約を締結するに当たっては、公正性の確保及び透明性の確保を図らなければならない。

2 物品又は役務の調達手続その他については、会計規程で定める。

(調達手続の適用)

第16条 機構は、物品又は役務の調達に関して、政府調達に関する協定その他の国際約束及び関連法令に則して整合的に取り扱うものとする。

第5章 その他機構の業務の執行に関して必要な事項

(業務の受託)

第17条 機構は、第4条から第13条までに規定する業務の範囲内において、業務を受託することができる。

(役員等の損害賠償責任の一部免除)

第18条 独立行政法人通則法第25条の2第1項の役員及び会計監査人の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、経済産業大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 内部統制の整備に関する事項

(内部統制に関する基本方針)

第19条 機構は、役員（監事を除く。）の職務の執行が独立行政法人通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(法人運営に関する基本的事項)

第20条 機構は、運営方針を策定するとともに、役員及び職員（以下「役職員」という。）の行動憲章をはじめとする行動規範を定めるものとする。

(役員会の開催及び役員の分掌に関する事項)

第21条 機構は、業務運営に関する重要事項の審議又は報告を通じて認識の共有化を図るため、役員会を定例的に開催するものとする。

- 2 機構は、役員の担当掌理に関する規程等により、役員の責任を明確化するものとする。
- 3 機構は、組織の意思決定に関する手順を決裁規程等により明確化するものとする。

(中期計画等の策定及び評価に関する事項)

第22条 機構は、中期計画等の策定過程において、組織横断的な関与を確保するものとする。

- 2 機構は、各部門の業務手順を必要に応じて定め、同手順に沿って業務を実施するものとする。
- 3 機構は、アウトカム向上委員会の開催等を通じ、中期計画等の進捗状況の把握を行うものとする。
- 4 機構は、独立行政法人通則法第32条第2項の自己評価制度の導入に関する規定を踏まえ設置した自己評価委員会を開催し、中期計画等に沿って実施する業務の自己評価を適正かつ厳正に行うものとする。
- 5 機構は、第3項の進捗状況の把握及び第4項の自己評価を行った結果を明らかにした業務実績報告書を作成するものとする。

(内部統制の推進に関する事項)

第23条 機構は、以下の事項を含む、内部統制の推進に関する規程等を整備するものとする。

- 一 役員等を構成員とする内部統制に係る会議の開催
- 二 内部統制を担当する役員の決定
- 三 本部における内部統制推進部門の指定
- 四 本部、アジア経済研究所及び国内外事務所における内部統制推進責任者の指定
- 五 内部統制を担当する役員及び内部統制推進部門によるモニタリングの実施
- 六 内部統制の関係者間の意思疎通及び情報伝達の促進
- 七 内部統制に関する職員向け研修の実施
- 八 コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- 九 反社会的勢力への対応

(リスク評価と対応に関する事項)

第24条 機構は、以下の事項を含む、リスク管理に関する規程等を整備するものとする。

- 一 業務実施の障害となりうるリスクの分析、並びにそれに対する評価及び対応を行うための体制
- 二 事故や災害等の緊急対応に関する事項
 - イ 防災業務計画及び事業継続計画（BCP）の策定及び計画に基づく訓練等の実施
 - ロ 事故や災害時等における安全対策推進本部の設置及び情報収集の迅速な実施
- 三 保有施設の点検及び必要に応じた補修等の実施

(情報システムの整備と利用及び情報セキュリティの確保に関する事項)

第25条 機構は、以下を含む情報システムの整備及び運用を図るとともに、業務変更に伴う必要な改変を行うものとする。

- 一 効率的な業務運営に向けた電子決裁及び電子申請支援、並びに予算管理、契約及び経費支出等の総合管理に関する情報システム
 - 二 情報システムを活用した、理事長の指示及び法人のミッションを確実に役職員へ伝達するための仕組み
 - 三 汎用性の高いデータ形式の採用等、長期的なデータの活用を可能とする措置
- 2 機構は、以下の事項を含む、情報セキュリティ規程等を整備するものとする。
- 一 情報システムに係るリスクに対する管理の適切な整備及び運用
 - 二 情報漏えいの防止

(個人情報保護に関する事項)

第26条 機構は、以下の事項を含む、個人情報保護規程等を整備するものとする。

- 一 個人情報保護に係る点検活動の実施
- 二 「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）等の遵守

(監事及び監事監査に関する事項)

第27条 機構は、組織規程及び監事監査規程等により、監事及び監事監査に係る以下の事項を整備するものとする。また、同規程等の改正に当たっては監事の関与を確保するものとする。

- 一 監事に関する事項
 - イ 監事の権限の明確化
 - ロ 会合の定期的な実施など、監事と理事長との意思疎通の確保
 - ハ 監事及び監査室並びに監事及び会計監査人の連携
 - ニ 監事の役員会等重要な会議への出席

二 監事監査に関する事項

- イ 監事監査に必要な、業務執行の意思決定に係る文書の閲覧及び調査並びに機構の財産の状況を監事が調査できる仕組み
- ロ 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の監査への協力義務
- ハ 監査結果に対する改善状況の監事への通知
- ニ 監査報告の経済産業大臣及び理事長への報告
- ホ 役職員の不正や違法行為等に関する監事への報告
- ヘ 必要に応じた監事監査の補助業務を行う補助者の配置及び補助者の独立性に関すること

(内部監査に関する事項)

第28条 機構は、監査室において内部監査を実施する。内部監査の結果に対する改善措置状況は、監査室が副理事長に報告するものとする。

(内部通報及び外部通報に関する事項)

第29条 機構は、以下の事項を含む、内部通報及び外部通報に関する規程等を整備するものとする。

- 一 通報窓口の設置
- 二 通報者の保護
- 三 通報された内容が、内部統制を担当する役員又は監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(入札及び契約に関する事項)

第30条 機構は、以下の事項を含む、入札及び契約に関する規程等を整備するものとする。

- 一 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会を活用した入札及び契約状況の点検、見直し
- 二 談合情報がある場合の緊急対応
- 三 契約事務の適切な実施
- 四 入札不調等の場合を含む、随意契約とすることが必要な場合の明確化

(予算の適正な配分に関する事項)

第31条 機構は、運営費交付金を原資とする予算が適正に配分され、経済産業大臣による機構の業務の実績に対する評価の結果及び第22条に規定する中期計画等の進捗状況の把握の結果が、内部の予算配分等に活用される仕組みを構築するものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第32条 機構は、法人文書管理規程等に基づき、機構の意思決定に係る文書を適切に管理するとともに、法令等により定められた財務情報を含む法人情報をウェブサイト等で確実に公開するものとする。

(職員の人事及び懲戒に関する事項)

第33条 機構は、職員の人事管理に関する方針を定めるものとする。

2 機構は、内部統制の観点から、同一部署に長期にわたり在籍する職員の存在を把握し、これを勘案した人員配置や人事異動を行うものとする。

3 機構は、職員の懲戒に関する規程等を整備し、これに沿って懲戒を実施するものとする。

(研究業務に関する事項)

第34条 機構は、以下の事項を含む、研究業務の評価及び研究業務における不正行為の防止並びに研究倫理に関する規程等を整備するものとする。

一 研究業務の評価に関する事項

イ 研究評価体制

ロ 研究予算の配分方針

二 研究業務における不正行為防止に関する事項

イ 研究資金の適正な管理及び経理の実施

ロ 論文ねつ造等研究不正の防止

ハ 研究内容の漏えい防止

三 研究倫理に関する事項

イ 研究が倫理的および科学的観点から適正に実施されるために遵守すべき事項

ロ 研究倫理を保持するための体制

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

(施行期日)

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(施行期日)

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行し、令和5年4月1日から適用する。